

薬害関連資料アーカイブズの構築研究

第16回薬害を学び再発を防止するための教育に関する検討会

2017年1月16日 場所:厚生労働省

慶北大学校 助教授 金 慶南(キム・ギョンナム) knkim@knu.ac.kr

本研究の目的

- 本研究は、戦後の薬害事件と関連する薬害資料を対象に、その保存状況を調査、整理して、共有・活用するシステムとして「薬害資料アーカイブズ」の基盤を構築することが目的である。
- この作業は、薬害資料を活用して持続可能な研究、教育、展示などのためのインフラストラクチャー（infrastructure）、ハブ(Hub)機能を構築するものである。特に、グローバル化とインターネットの発展に相応しいメタデータ作成を通して、薬害と関連している機関、被害者、研究者、一般の利用者などが、ネット上でデータをみられるような基盤を構築することを目指している。

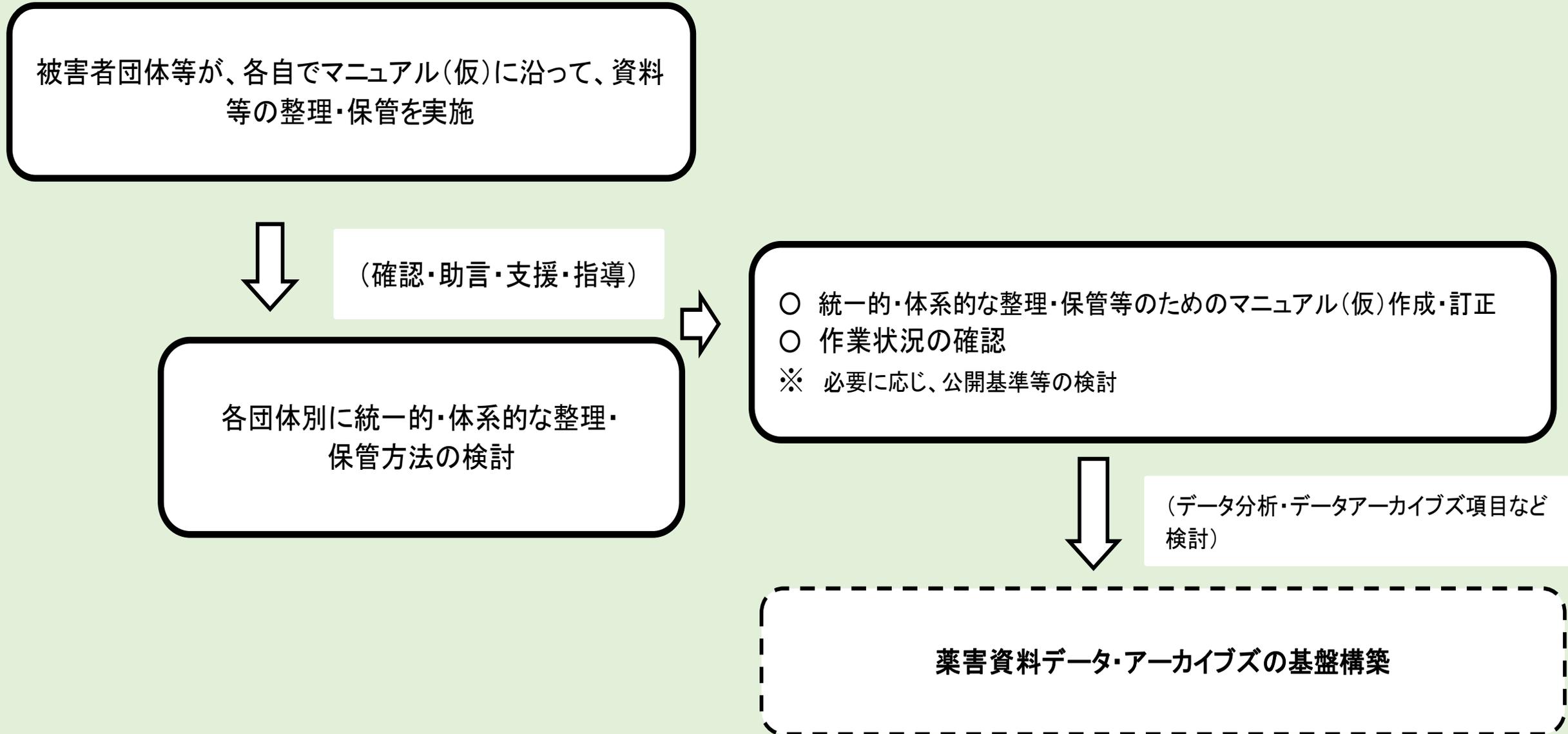
研究方法

- 研究方法としては、アーカイブズ学のメタデータ管理方法と手順に基づいて、対象となる資料を選別、整理、目録入力、デジタル化(今回は主に保存状態の悪い文書を対象にする)、公開資料の選別、検索機能の設計、共有方法を模索することである。
- メタデータとは、情報検索システムの検索対象となるデータを要約したデータ。図書館情報学の分野では書誌情報と呼ぶこともある。例えば文書であれば作成者、表題、作成年月日等のほか、関連キーワードなどを含めるのが一般的である。

期待される効果

- 薬害に関する資料等の状態について速やかに調査し、統一的・体系的な整理を行うことにより、過去の貴重な資料の散逸を防止する。
- また、「薬害資料アーカイブズ」の基盤構築により、必要な情報を迅速・確実に入手することが可能となる。薬害に関する啓発や教育、研究等への効果的な利用や被害者等対策への検討材料として活用できる。
- このような迅速な情報の基盤を構築することによって、国民が医薬品等に対して安全対策への認識の向上、薬害の再発防止に寄与することが期待される。

流れ図



研究内容

- 歴史的価値のある民間記録物の理論的基盤研究
- 薬害関連資料アーカイブズの構築可能性について検討
- 形態別主な収集対象記録検討
- 記録物の情報公開区分基準樹立
- 緊急収集記録の整理

歴史的価値のある民間記録物の理論的基盤研究

- 薬害資料は民間記録物に当たる。民間記録物(Private archives)は一般的に中央政府機関、政府傘下機関及び部署のような公共領域以外の領域に属する機関及び個人が作成した記録物を言う。このような非政府記録物(Non-governmental archives)は個人、家族、非営利団体、営利を目的にするビジネス、または社会運動や一回性の行事など、非公式的な活動で生産された場合が大部分を占める。
- 民間記録物と公共記録物の二つの間には重なる部分が存在するので、完全な区分は事実上難しいが、このような限界があるということを念頭におけば、民間記録物と公共記録物の区分は、引き続き有用な概念であると言える。Fisher, In search of private archives、2009。
- このような意味から考えると、薬害関連資料は民間記録物であるといえる。

薬害関連資料アーカイブズの構築可能性について検討

検討内容

- 民間記録物管理の理論的研究
- 対象団体の目録データ提供が可能か否か
- 公開分類について検討（公開判定された資料は公開、
- 非公開判定された資料は目録も非公開）
- 要審査資料の分類方法検討
- アーカイブズの要素について検討

薬害資料の発生サイクルによる収集対象記録研究

資料のサイクル	記録区分	収集対象記録
薬品の生産	民間記録	薬品生産企業が作成した資料
薬品の許可・流通を承認	公共記録	医薬品許可担当の行政官庁が作成した資料
薬害の被害	民間記録 (企業記録)	医療機関および薬害被害者が作成した資料
薬害の裁判	公共記録	医薬品被害担当部局、裁判所、国会議員などが作成した資料
薬害を防ぐ活動資料	民間記録、 公共記録	薬害を防ぐため活動をしている国・地方自治体・裁判所・弁護士・立法機関・市民支援団体・教育機関などが作成した資料

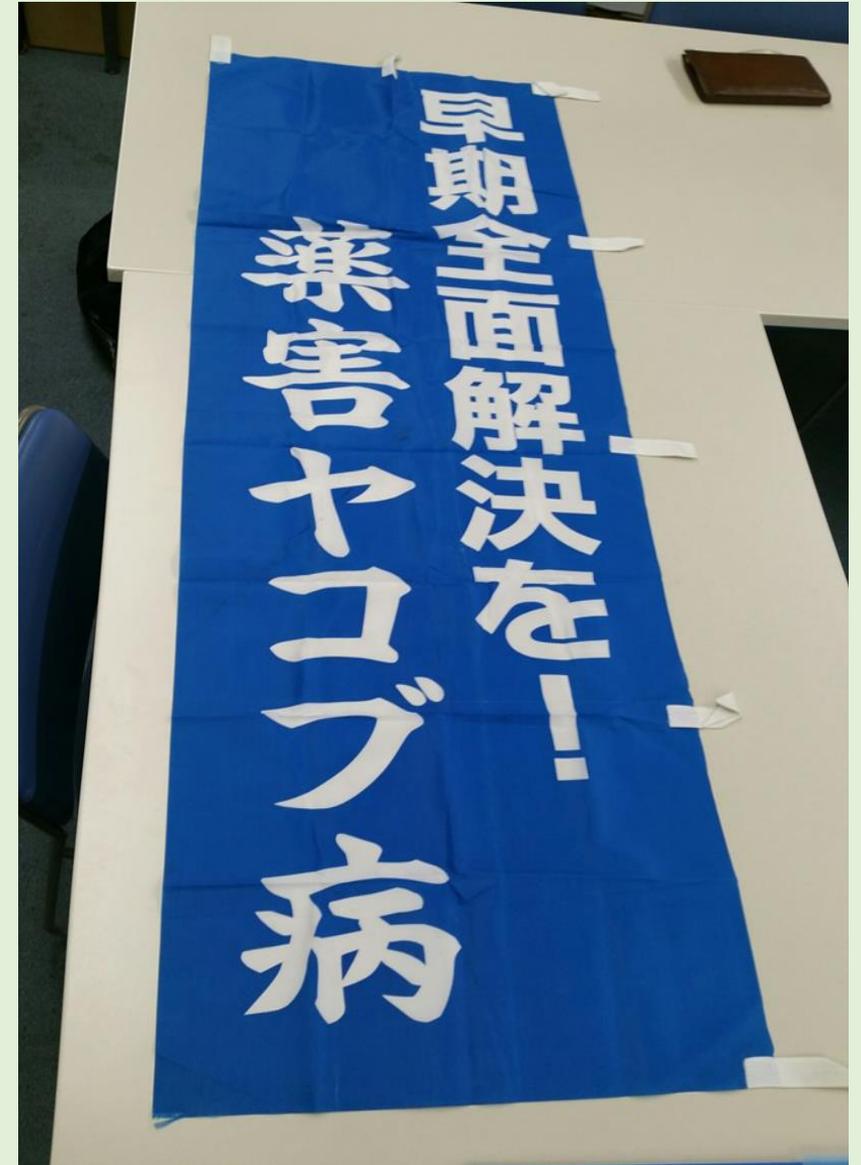
海外事例研究 イギリスにおけるアーカイブズ協同管理体制

団体名：THE COMMUNITY ARCHIVES AND HERITAGE GROUP
(訳：コミュニティアーカイブと遺産グループ)

< 理念と主要な役割 >

- イギリス歴史遺産の一つの部門として、地域社会アーカイブズに対する知識にアプローチすることを促進
- 地域社会アーカイブズを教育発展と歴史研究に使用
- 地域社会におけるアーカイブズ・コレクションへの持続可能性とアクセスを支援する標準と教育教材の開発
- 公開して利用可能な情報を提供

記録の形態(写真、もの資料)



★薬害資料の緊急収集整理

- 筋短縮症記録の緊急収集
- 福岡スモン団体の事務所の移転に伴い、資料が保存されていた建物が壊されることから、資料を大阪人権博物館の一角に移管し整理している。

廃棄寸前に救われた 筋短縮症資料と福岡スモン資料



場所;大阪人権博物館の地下書庫前、2階作業室 14

緊急避難保存場所



大阪人権博物館

★実践事項

- 「薬害アーカイブズ基盤構築」のため、資料管理対象団体の選定、入力項目の選定、資料概要・目録記述の作成、形態別の目録入力などを行う。
- 被害者個人や団体において、資料整理マニュアル(仮)の訂正や整理・公開分類・保存の実施に当たっての助言・指導を実施する。

★薬害資料の整理作業（ファイリング・年度判明）



★ 目録入力・公開区分・封筒・保存箱入れ作業

目録入力・公開区分・保存作業



No.	公開区分	資料名	作成年度	作成部署	作成者	保存期間	備考
1	公開	薬害スモン	1970	環境省	山本	10年	
2	公開	ヤコブ	1970	環境省	山本	10年	
3	公開	筋短縮症	1970	環境省	山本	10年	
4	公開



薬害スモン、ヤコブ、筋短縮症関連資料

目録入力, 公開分類 入力作業 (事例)

1. MMR被害児を救援する会

■ 文書

形態 記号	ファイル 番号	アイテム 番号	ファイル名	ファイル 作成者	アイテム 名	アイテム 作成者	アイテム受 信者	ファイル 作成年月日	公開 評価	非公開 理由	備 考
P	0017		MMR書面・証拠一覧	弁護士事務局				1993～	公開		訴訟記録
P	0018		MMR証拠一覧	弁護士事務局				1993～	公開		訴訟記録
P	0019		カナダ文献 94	弁護士事務局				1993～	公開		訴訟記録
P	0020		(無題:内容は原告収集の雑誌・新聞等の記事)	弁護士事務局				1993～	公開		訴訟関連記録
P	0021		MMR弁護士通信 No.1～204	弁護士事務局				1993～	公開		訴訟関連記録
P	0022		MMR弁護士通信 No.205～	弁護士事務局				1993～	公開		訴訟関連記録
P	0023		MMR通信文(雑)	弁護士事務局				1993～	公開		訴訟関連記録
P	0024		MMR 栗原メール・文書 2004	弁護士事務局				1993～	公開		訴訟関連記録
P	0025		訴訟弁護士作成の書記綴り	栗原敦					公開		
P	0026		大阪地裁判決及び関連記事	栗原敦					公開		
P	0027		大阪高裁判決及び関連記事	栗原敦					公開		
P	0030		古賀真子氏提供文書	栗原敦					公開		日本消費者連盟
P	0031		青野典子氏提供文書	栗原敦					公開		ワクチントーク他
P	0032		母里啓子氏提供文書	栗原敦					公開		国立公衆衛生院
P	0035		公衆衛生審議会予防接種委員会記録	栗原敦				1988～1994	公開		議員資料要求

★ 情報公開区分とその基準

目録へのリスト化が終わった資料は、公開区分の作業を実施した。薬害資料は公開・非公開・要審査の三つに分けて区分された。

公開：すでに公表された記録(新聞、雑誌、テレビ番組など)、公表を目的に作成された記録(講演録、メディア、ニュースへの情報提供用など)

非公開：個人情報が含まれている記録として、公表されていない記録

要審査：公開したら対象の人物や団体が困難に陥ることが予想される記録であるが、部分公開が可能であれば、専門家の審査を要する記録。また、区分作業に時間がかかると予想される記録など

★ 非公開対象情報の類型検討

個人情報

法人関連情報

特定人の利益・不利益関連情報

他の法令により秘密、非公開に規定された事項

生命・身体・財産の保護及び公益関連情報

裁判・犯罪関連情報

一般行政運営情報

薬害被害者団体の情報公開区分総計表 (2016年3月現在、単位:件)

区分	文書	図書	視聴覚	モノ資料	合計
公開	2,091	1,274	31	12	3,408(56.6%)
要審査	475	3	1,512	2	1,992(33.1%)
非公開	500	0	121	0	621(10.3%)
合計	3,066	1,277	1,664	14	6,021(100%)

倫理面への配慮

- 裁判などのために作成した資料の中に、個人情報、写真などが含まれているので、匿名にする場合がある。
- 薬害資料を公開する際は、所蔵者に問い合わせした後、公開するように処置している。

薬害関連資料アーカイブズ構築の重要性

- 貴重な資料の散逸を防止する。
- 薬害資料を利用して、薬害を防ぐための教育できる
- 日本の官・民・学の協同活動による民主主義的実践
- 情報システム時代に相応しいシステムの構築可能
- 価値の高い資料は、歴史的遺産として永久保存

薬害関連資料の体系的な収集

官庁所蔵資料

国・地方自治体・裁判所・立法機関

事例：行政官庁所蔵資料

裁判関係資料

国会議員の活動資料

民間所蔵資料

被害者団体・企業・市民活動団体・
大学など教育機関・研究所

事例：被害者団体の所蔵資料

加害者団体の所蔵資料

市民運動団体の所蔵資料

弁護団体の活動資料

永久的な管理主体の形成と体系的な管理システムの形成

- 管理主体の選定、予算の確報など長期計画が必要
- 薬害関連資料の収集
- 整理（目録作成、概要調査）
- 公開分類（公開、非公開、要審査-部分公開を含む）
- 薬害資料の情報サービス
- 薬害資料を利用した薬害を防ぐための教育
- 人間の生命を尊敬し、薬害を防ぐための展示

これからの大切な課題

日本の薬害事件関係資料を如何に後世に残すか

Evidence of me, Evidence of us.

★管理主体の選定、予算の確保など中長期対策が必要

ご清聴ありがとうございます。